

兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づく都道府県行動計画

行政に加え、医療機関、企業、学校、住民など社会の構成員が連携・協力し、平時からの準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策実施に関する計画

【対策の目的】（現行計画から変更なし）

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
- 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

2 改定の趣旨とポイント

【改定の趣旨】

- ①政府行動計画が10年ぶりに抜本的改定
- ②新型コロナ対応の検証結果を反映

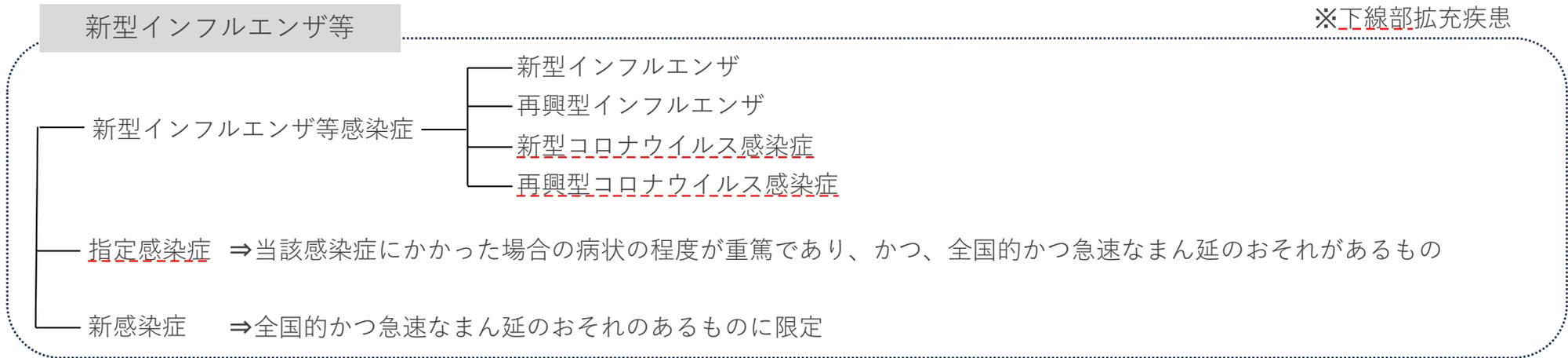
【県としての新たな取組】

- ・県感染症情報センターを中心とした情報収集・分析の体制強化
- ・専門家と連携したリスクコミュニケーションの取組実施 等

幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す

3 政府行動計画を踏まえた改定のポイント

(1) 対象疾患の拡充



(2) 対策段階を準備期、初動期、対応期の3期に分け、準備期の取組みを充実

- ① 定期的な訓練実施による、実効性の確保
- ② 協定締結による医療・検査体制の整備や個人防護具の計画的備蓄
- ③ 国や関係機関との連携体制・ネットワークの構築

(3) 有事の際の柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ① 中長期的に複数の波が来ることを想定
- ② 状況の変化と感染拡大防止・社会活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え

(4) 対策項目の拡充

6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化

※赤字項目が新規

- ① 実施体制、② 情報収集・分析、③ サポート、④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤ 水際対策、⑥ まん延防止、⑦ ワクチン、⑧ 医療、⑨ 治療薬・治療法、⑩ 検査、⑪ 保健、⑫ 物資、⑬ 県民生活・県民経済

(5) 計画全体を通して取り組む視点

- ① 人材育成、② 国及び関係機関との連携、③ DXの推進

4 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画 各分野の取組

① 実施体制

- 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、国、JIHS、市町、指定(地方)公共機関及び医療機関等との情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、連携体制を強化する。
- 有事には、迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、対策本部において対応方針を決定する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の役割整理や有事に拡張可能な組織体制の構築 保健所や地方衛生研究所等の人材確保・育成 国や市町等と連携した訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県連絡会議、県警戒本部会議設置 県対策本部の設置、県対処方針の作成・公表 	<ul style="list-style-type: none"> 柔軟かつ機動的な対策の切り替えを検討 県による総合調整、職員派遣・応援への対応

② 情報収集・分析

- 感染症インテリジェンス体制（国、大学、専門家などと連携した情報収集・分析体制）を構築する。
- 有事には、国等による病原体の性状や発生状況等の分析に加え、県内の発生状況や県民生活及び経済の状況を把握し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断に繋げる。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 国、大学、研究所等と連携した感染症インテリジェンス体制の構築 平時からの情報収集・分析及び有事に収集・分析を強化する情報や把握手段の整理 国等と連携し人材確保、養成 	<ul style="list-style-type: none"> リスク評価体制の確立 情報収集及び感染症・医療に関する包括的なリスク評価 国及び県が収集・分析した情報等を県民等に迅速に提供 	<ul style="list-style-type: none"> 流行状況やリスク評価に基づく対策の見直し

③ サーベイランス

- 関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランスの実施体制を構築する。
- 平時から感染症サーベイランスを実施するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症サーベイランスの実施体制の構築 ・ 平時からの感染症サーベイランスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ・ リスク評価等に基づく感染症サーベイランス体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流行状況に応じた感染症サーベイランスの実施 ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた実施体制の見直し

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【新】

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、県民等が適切に判断・行動できるようにする。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の専門機関との連携等によるリスクの在り方の整理、体制整備 ・ 感染症に関するリテラシー向上のための取組 ・ 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、科学的知見等に基づく正確な情報を県民等へ提供・共有 ・ 偏見・差別や偽・誤情報への啓発、対応 ・ 双方向のリスクコミュニケーション実施

⑤ 水際対策

- 国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等、対応を準備する時間を確保するため国と連携し、健康監視等を実施する。

準備期	初動期	対応期
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫所と連携し健康監視等の実施 ・ 検疫所等関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、国に対する健康監視等の代行要請

⑥ まん延防止

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民生活及び県民経済への影響を最小化するため必要に応じてまん延防止対策を講じる。
- 病原体の性状変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、対策の切り替えを機動的に行うことで県民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 想定される対策等の周知広報、基本的な感染対策の普及・啓発 有事に県民・事業者の協力を得るための理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 患者・濃厚接触者対応の確認などのまん延防止対策実施の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 患者や濃厚接触者への対応、住民に対する要請、事業者や学校に対する要請等、まん延防止対策として実施する対策の検討・実施

⑦ ワクチン【新】

- 科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、県民の理解を促進する。
- 市町、医療機関、関係団体等と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を進め、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 流通体制の整備、医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備 ワクチンに関する基本的な情報提供・共有を通じた県民等の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針を踏まえ、接種体制の構築 市町支援、大規模接種会場の要否の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら確保したワクチンの迅速な接種

⑧ 医療

- 平時から予防計画等に基づく医療機関の医療措置協定の締結等を通じ、有事に感染症医療を提供できる体制を整備する。
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との医療措置協定等の締結による医療提供体制の確保 県連携協議会を活用し、関係機関との連携強化及び有事の対応を整理し確認 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の特徴や病原体の性状、診断・治療に関する情報等を迅速に提供・共有 相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の段階的拡充、移送手段の確保、入院調整の一元化や相談体制の強化等、時期や状況に応じた医療提供体制の構築

⑨ 治療薬・治療法

- 平時から、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
- 治療薬・治療法の普及に向け、医療機関等に迅速に情報提供・共有する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザ薬の計画的備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザ薬の備蓄把握、予防投与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療薬の適正な流通の指導

⑩ 検査【新】

- 必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えにつなげる。
- 機器や資材の確保、関係機関との連携構築等、平時から計画的に検査体制を整備し、発生直後より早期の検査体制の立ち上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携により、迅速に検査体制の構築に繋げるための準備を行い、検査体制を整備 ・ 人材育成、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地研等における検査体制の迅速な立上げ ・ 検査実施能力の確保状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価に基づく検査実施方針の決定と関係機関への情報提供 ・ 検査措置協定締結医療機関等への検査実施要請・検査実施能力の確保状況の把握

⑪ 保健【新】

- 効果的な感染対策を実施するため、保健所及び地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、移送、健康監察等を行う。
- 平時から、有事に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化に取り組む。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症にかかる人材育成 ・ 応援及び受援に関する体制を構築 ・ 保健所等の業務に関するBCPを策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応開始 ・ 保健所の受援体制の準備 ・ 積極的疫学調査・入院措置等の実施 ・ 入院調整体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた積極的疫学調査項目・対象の見直し検討

⑫ 物資

○平時から、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を実施する。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> 県、市町等の感染症対策物資等の備蓄と、定期的な備蓄状況の確認 医療機関・福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄状況・需給状況の確認 不足する場合は県備蓄の配布、国への対応要請、特定物資の所有者への売り渡し要請

⑬ 県民生活・県民経済

○平時から事業者や県民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける

○有事には、準備期での対応を基に、県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、県民生活及び社会経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画策定の勧奨・支援、物資・資材の準備等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続に向けた準備の要請、生活関連物資等の安定供給の呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> 心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援、事業継続に関する要請

各対策段階における主な対策実施項目

	感染症発生覚知:国		厚労大臣の公表		政府対策本部設置		厚労大臣の公表		
	準備期	初動期	対応期						
	発生前の段階	政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ実行されるまでの間	封じ込めを念頭に 対応する時期	病原体の性状等に応じ て対応する時期	ワクチンや治療薬等により 対応力が高まる時期	特措法によらない 対策に移行する時期			
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 保健所や地方衛生研究所等の人材確保・育成、国や市町等と連携した訓練の実施 県連絡会議、県警戒本部会議の設置 県による総合調整、職員の派遣・応援への対応 県対策本部の設置、県対処方針の作成・公表 								
②情報収集 ③サーベイ	<ul style="list-style-type: none"> 当該感染症疑似症サーベイランス開始 届出基準に基づく全数届開始 国が実施する感染症サーベイランスのほか県内発生動向に応じた独自サーベイランス実施検討 								
④情報提供 リスクミ	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への迅速な情報提供・共有 双方向のリスクコミュニケーションの実施 偏見・差別や偽・誤情報への対応 								
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> 検疫所と連携し健康監視等の実施 必要に応じ、国に対する健康監視等の代行要請 								
⑥まん延 防止	<ul style="list-style-type: none"> 想定される対策等の周知広報、基本的な感染対策の普及 患者・濃厚接触者対応の確認などのまん延防止対策の準備 時期に応じたまん延防止対策の実施 								
⑦ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 国方針を踏まえた接種体制の構築・市町支援、大規模接種会場設置要否の検討 登録接種の実施及び実施支援 必要に応じた住民接種実施と市町の実施支援 ※ワクチンに関する適切な情報提供、積極的なリスクコミュニケーションの実施 								
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等との医療措置協定等の締結 感染症患者指定医療機関による対応 相談センターの立上げ 流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関による対応 協定締結医療機関による対応 								
⑨治療薬 ・治療法	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の計画的備蓄 県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の活用(予防投与など) 治療薬の適正な流通の指導 								
⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> 地研等における検査体制の立上げ・検査実施能力の確保状況の把握 検査措置協定締結医療機関等への検査実施要請・検査実施能力の確保状況の把握 リスク評価に基づく検査実施方針の周知等 								
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策にかかる人材育成 相談対応開始 保健所の受援体制の準備 積極的疫学調査・入院措置等の実施 相談対応の体制強化の検討 入院調整体制の準備 地域の実情に応じた積極的疫学調査項目・対象の見直し検討 								
⑫物資	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の計画的備蓄 備蓄状況の確認 不足する場合は県備蓄配布 備蓄状況・需給状況の確認 不足する場合は県備蓄の配布、国への対応要請、特定物資の所有者への売り渡し要請 								
⑬県民生活 ・県民経済	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画策定の勧奨・支援、物資・資材の備蓄等 事業継続に向けた準備の要請、生活関連物資等の安定供給の呼び掛け 心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援、事業継続に関する要請 								

＞定点
把握
移行